

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	すしん教育ローン (しんきん保証基金保証付)
------------------	---------------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・後記の対象学校に申込人本人ならびにその子弟・孫・被扶養親族が就学する場合で、次の各号に該当する方 (1) 借入申込時年齢満 20 歳以上で、安定継続した収入のある方 なお、派遣社員・パート等の非正規社員の方につきましては、安定した収入があると認められる場合に限り対象となります。 (2) 勤続（営業）年数は問いません。 ただし、自営業者の方は、現在の業種で確定申告の実績が必要となります。 (3) しんきん保証基金の保証を受けられる方 (4) 当金庫の会員資格を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・当金庫の地区内に事業所を有する方の役員または勤務されている方
対 象 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院（法科大学院含む）・大学・短期大学、専修学校・各種学校・予備校・専門学校、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園・保育園、養護学校、経理学校・デザイン学校・語学学校・英会話スクール・学習塾等
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 (1) 就学する学校（教育施設）への 1 年分の納付金 <ul style="list-style-type: none"> ①納付金には、入学金、授業料（前期分・後期分）、施設設備費、実験・実習・体育費、学校寄付金、学校債、父母会費、同窓会費、後援会費、学生自治会費、研究会費等が含まれます。 ②学校寄付金、学校債、いわゆる滑り止めとして受験した学校への入学資金等も含まれます。（1 年分対象） (2) 就学に付随してかかる 1 年分の付帯費用 <ul style="list-style-type: none"> ①付帯費用は 100 万円以内 付帯費用とは教材費、引越費用、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、受験費用等が含まれます。 (3) (1) および (2) は、申込日時点で支払日から 3 カ月以内のものに限り支払済みの資金も対象とします。

お 使 い み ち	<p>(4) 教育関連資金借入の借換え資金</p> <p>①上記 (1) (2) または (3) を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等（消費者金融業を含む）から借入れたローンの借換え資金（しんきん保証基金保証付教育カードローンは除く）</p> <p>②借換えるローンは、申込人本人のものに限ります。</p>
ご 融 資 限 度 額	<p>・ 1万円以上 1,000万円以内（1万円単位）</p> <p>ただし、本件申込金額と他金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が 3,000万円以内</p>
ご 利 用 期 間	<p>・ 3か月以上 16年以内（ご融資日から16年目の応当日の属する月の末日まで）</p>
ご 融 資 利 率	<p>・ 当金庫所定の固定金利利率を適用させていただきます。</p> <p>・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。</p>
ご 返 済 方 法	<p>・ 毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス月の増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス月の返済分の元金は、ご融資金額の 50% 以内とし、年 2 回の 6 か月間隔による返済とします。</p> <p>・ 元金返済据置期間は、卒業予定月までとします。</p>
連 帯 保 証 人 ・ 担 保	<p>・ しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として、連帯保証人・担保は必要ありません。</p>
各 種 手 数 料	<p>・ 下記の場合、別途手数料が必要になる場合がありますので、手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。</p> <p>(1) 融資取扱手数料</p> <p>(2) 繰上償還（一部・全部）手数料</p> <p>(3) 条件変更手数料</p> <p>等</p> <p>・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。</p>
保 証 料	<p>・ 保証料は融資利率に含まれますので、別途保証料をお支払いいただく必要はありません。</p>

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口にて返済金額および保証料の試算ができますので、お申し出ください。 ・ ご融資金は、お客さまがご指定いただいた返済用口座にご入金させていただきます。また、ご入金後はお支払先にお振込みいただきます。 ※ 振込手数料は別途ご負担いただきます。 ・ お申し込みに際しては、審査させていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

平成 30 年 4 月 2 日 現在